

熊本市軌道条例の一部改正について

熊本市軌道条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市軌道条例の一部を改正する条例

熊本市軌道条例（平成13年条例第46号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号ア中「180円」を「200円」に改め、同項第6号ア中「500円」を「700円」に、「250円」を「350円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現に発行されている定期乗車券、回数乗車券及び1日乗車券に係る運賃については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日以後に市電を貸切旅客運賃で利用する場合における当該貸切旅客運賃の額は、同日前においても、この条例による改正後の第5条第1項第1号の普通旅客運賃を基準として同項第5号の規定により交通事業管理者が定める額とする。

（提出理由）

普通旅客運賃等を改定するため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。